

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更、設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は
1 から 3 のとおりです。

令和 8 年 9 月 16 日

広島県北部総務事務所長 八 剣 学
(広島県北部建設事務所)

工事（業務）名	令和 8 年度 一級河川 江の川水系 多治比川 特定都市河川 浸水被害対策推進工事（補助・下流 1－2 工区）
入 札 方 式	一般競争入札（事後審査型）
業 種 種 別	土木一式工事
公告日又は指名通知日	令和 8 年 9 月 11 日
入 札 日	令和 8 年 10 月 6 日から令和 8 年 10 月 7 日まで
開札予定日	令和 8 年 10 月 8 日

- 1 公告変更（様式 2）
なし
- 2 設計図書に対する質問・回答書（様式 3）
なし
- 3 修正事項等（様式 4）
1 件

修 正 事 項 等

令和 8 年 9 月 16 日

工事（業務）名 令和 8 年度 一級河川 江の川水系 多治比川 特定都市
河川浸水被害対策推進工事（補助・下流 1－2 工区）

入 札 方 式 一般競争入札（事後審査型）

業 種 種 別 土木一式工事

公告日又は指名通知日 令和 8 年 9 月 11 日

入 札 日 令和 8 年 10 月 6 日から令和 8 年 10 月 7 日

開札予定日 令和 8 年 10 月 8 日

修 正 前	特記仕様書（個別事項） 第 3 章 施工条件 第 6 節 建設副産物 3 指定処分（A）：建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出 当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。 また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。 搬出場所 <u>カズテック高宮リサイクルプラント(安芸高田市高宮町原田字搭ヶ峰 10383)</u> なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。
修 正 後	特記仕様書（個別事項） 第 3 章 施工条件 第 6 節 建設副産物 3 指定処分（A）：建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出 当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。 また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。 搬出場所 <u>株式会社アラタ建設発生土処分場(安芸高田市甲田町下甲立字焼見堂 10801)</u> なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。